主 文

被告は原告に対し、金二五万円およびこれに対する昭和四七年九月二九日から支払 ずみまで年五分の割合による金員の支払をせよ。

原告その余の請求を棄却する。

訴訟費用は、被告の負担とする。 この判決は、第一、三項に限り、仮りに執行することができる。

実

第一 当事者双方の申立

原告

被告は、原告に対し、金一〇〇万円およびこれに対する昭和四七年九月二九日 から支払ずみまで年五分の割合による金員の支払をせよ。

訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決および仮執行の宣言を求める。

被告

1 原告の請求を棄却する。

訴訟費用は、原告の負担とする。

との判決を求める。

第二 原告の請求の原因

原告の職業

原告は、パンフレツト、カタログ等のデザイン、絵画の製作を主たる業務とするイ ラストレーターである。

原告の著作物

(一) 原告は、昭和四六年六月ころ、被告から「シーサイド・レジヤー・プランニ ング・アンド・エンジニアリング」と題するパンフレツトに使用するイラストレー ションの製作を依頼されてこれを承諾し、間もなく、これを制作して被告に引き渡

(二) 原告の制作した前記イラストレーション(以下「本件イラスト」という。) は、原画を、トレーシングペーパーに墨で書き、それをケント紙に糊で貼り付け、 その後で着色するので色にニジミが出、それによつて遠近感をあらわすのが特徴で あり、明るく楽しく等の感情を表現したものである。

被告の、著作者人格権の侵害行為

しかるに、被告は、本件イラストの全面にわたつて、色を塗り重ねて修正改変 し、これを前記パンフレットに使用した。被告の右修正改変行為は、本件イラストの同一性を害するものであり、原告のイラストレーターとしての生命を脅かし、その信用を著しく失墜させるものである。現に、原告は、前記パンフレットを見た得 意先から、原告の作品であるのかと疑われているのである。

四 原告の精神的損害

原告は、前記侵害行為により多大の精神的苦痛を被つたが、これを金銭で慰謝す るとすれば、金一〇〇万円以上が相当である。

五 請求

よつて、原告は被告に対し、前記慰謝料金一〇〇万円およびこれに対する不法行為の後である昭和四七年九月二九日から支払ずみまで民法所定年五分の割合による 遅延損害金の支払を求める。

第三 被告の答弁

請求原因事実の認否

(一)請求原因一の項の事実は認める。

(二) 同二の項の事実中、被告が、原告から本件イラストの引渡を受けたことは認

めるが、その余の事実は争う。 被告は、昭和四六年二月ころ、訴外伊藤忠商事株式会社の海洋開発室から、シーサイド・レジヤー施設を開発しようとする特定の地方公共団体その他に対し、シー サイド・レジヤー用の機械器具の購入、施設の施工の発注を勧誘するために使用す る総合パンフレツト(名称は、原告主張のとおり、「シーサイド・レジヤー・プラ ンニング・アンド・エンジニアリング」)の原案の作成、印刷製本、納入の注文を 受けたので、その原稿の制作を原告に依頼し、原告は、被告の指示に従つてこれを 制作することを約し、被告は、原告に対し、代金四〇万円を支払う旨約束したので ある。そこで、原告は、被告のレイアウトに従つて、前記パンフレツトの原稿の一部として、シーサイド総合レジヤープランの全貌をイラストしたのが本件イラストであつて、同年三月一〇日ころ、その制作の仕上をしたのである。 (三)請求原因三の項の事実中、被告が、本件イラストの一部に修正改変を加えた

ことは認めるが、その余の事実と主張は争う。

本件イラストには、被告の指示によつて入れることになつていた海水淡水化装置 の表示が欠けており、また、海の部分が色インキを使用して描かれていたためその 看者に訴える効果が悪かつた。被告は、昭和四六年四月二〇日、本件イラストを含 む前記パンフレットの原稿を、発注者である前記海洋開発室に示してその承認を求 めたところ、本件イラストを除くその余の原稿の承認を得たが、本件イラストにつ いては、前記欠陥を直すことを求められ、当時、被告が、印刷所に対し、直ちに原 稿を回付する必要に迫られていたので、発注者の要請に応じて、被告の事務担当者 Aが、本件イラストに、前記海水淡水化装置を描き加え、海の部分をポスターカラ -で塗り直し、修正改変したのである。

(四)請求原因四の項の主張は争う。

二 抗弁

(一) 被告は、本件イラストの制作を原告に依頼した際、原告から、本件イラスト の改変につき明示または黙示の承諾を得たものである。

(二) パンフレツトのような商業上の広告宣伝文書のイラストおよびレイアウトに ついては、発註者からその制作を請負つた元請業者が、同業者にその制作事務の-部を下請させる場合、元請業者は、下請業者の制作した原稿を、急を要する場合に改変することを容認する慣習があり、原告は、本体において、この慣習に反する特約をしていないから、被告の改変は適法である。

(三)本件イラストは、前記パンフレツトに使用する目的で制作されたものであ り、その利用の態様からすれば、前記改変はやむをえないものであるから、原告 は、本件イラストの同一性保持権を主張しえないものである。

第四 被告の抗弁に対する原告の認否

被告主張の抗弁(一)ないし(三)は争う。

証拠関係(省略)

理 由

一原告が、本件イラストを著作したことは当事者間に争いがない。 二<u>成立に争いのない乙第一号証、原告本人尋問の結果により成立を認め</u>うる甲第 一号証、証人A、Bの各証言部分、原告本人尋問の結果および本件口頭弁論の全趣 旨を総合すると、本件イラストは、原告が、被告の依頼に基づいて制作したものであつて、被告が、訴外伊藤忠商事株式会社の海洋開発室から、同社の所属する第一勧業銀行系列の会社で組織する第一海洋開発研究会が、シーサイド・レジヤー施設を開発しようとする地方公共団体等に対し、シーサイド・レジヤー用の機械器具の販売、施設施工の受註のため広告宣伝するのでは、2000年では2000年では、2000年では、2000年では2000年では、2000年では2000 販売、施設施工の受託のため広日宣伝用として配布するパンプレットの注文を受け、そのパンフレツトの全体的な構成とその一部として使用する本件イラストの制作を含めて原告に依頼したものであること、原告は、被告に対し、パンフレツトに盛り込むべき素材として広告用文言と写真の提供を受けて、被告社員Aの指示を得たうえ、その構成を完成、本件イラストについては、これに表示すべき機器、施設等の協議を遂げたうえ、四、五回にわたり被告を通じ、伊藤忠商事株式名社の意内によるでは、「本生になけ」なれて、 によつて修正し、これを完成し、被告に交付したものであること、ところが、本件 イラストは、前記海洋開発室から「海の色が激し過ぎる。海水淡水化装置が表示さ れていない。」との苦情が出たので、Aは、原告に対し、電話で、海の色を変える について連絡したところ、原告からは、印刷の時に変えたらよかろうと返答された だけで、本件イラストに手を入れるについての承諾は得られなかったが、印刷に付 すべき時期が切迫していたので、Aは、海洋開発室のCと協議しながら、みずから筆をとつて、本件イラストの透明で鮮やかな、青インキで塗られていた海の色をポスターカラーで一様に塗り重ね、あわせて、子供の国、モータープール、青年の家(ユースホテル)、ダイビングクラブの各地面の色、ビジターセンター、ダイビングクラブの各地面の色、ビジターセンター、ダイビング グクラブの各屋根および定期船の色および草の色をそれぞれ塗り替え、海水淡水化 装置が脱落していたのでこれを書き加え、海中展望塔、ダイビングセンターを描き 替え、これを印刷に回して、目的のパンフレツトを作成したものであることが認め られ、この認定に反する前掲Aの証言部分は、にわかに採用できない。ほかにこの

認定を左右する証拠は存しない。

三次に、被告の抗弁について検討する。

(一)被告は、本件イラストの制作を依頼した際、原告から本件イラストの改変につき明示または黙示の承諾を得た旨主張し、前記証人Aの証言中右主張に添う部分があるが、これは、原告本人尋問の結果と前記認定の海の色を改変するにつきAが原告にわざわざ電話で連絡をしている事実に徴し、とうてい採用できないし、ほかに右被告の主張を肯認できる証拠は存しない。

(二)被告は、また、本件のように受註者(元請)である被告から更に受註を受けた下請の原告は、元請の被告において原告の制作した原稿に改変を加えることを容認する慣習がある旨主張し、前記A、B両証人の証言中には右主張に添う供述部分があるが、原告本人尋問の結果に照らし、いずれもにわかに採用できない。ほかに右被告の主張事実を肯認できる証拠は存しない。

(三)更に、被告は、前記被告の改変行為は、著作権法第二○条第二項第三号の「著作物の性質並びにその利用の目的および態様に照らしやむを得ない」ものであるから、原告は、著作物の同一性保持権は主張できない旨主張するが、本件イラストの前記利用の目的および態様からしても、被告のした前示改変行為は、とうてい、やむをえないものということはできないから、この被告の主張も採用できない。

六 よつて、原告の本訴請求は、右金二五万円およびこれに対する不法行為の後である昭和四七年九月二九日から支払ずみまで年五分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の部分は失当として棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条、第九二条、仮執行の宣言につき同法第一九六条第四項を各適用して、第2200とおり判決する。

(裁判官 荒木秀一 野沢明 清永利亮)